

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年五月二十日法律第二十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。